ポスト

令和８年２月10日
金融庁

「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について

金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）につきまして、令和７年12月25日（木曜）から令和８年１月23日（金曜）にかけて公表し、広く意見を募集したところ、計１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいたコメントの内容及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙１を御覧ください。

御意見をお寄せいただいた方の御協力に厚く御礼申し上げます。

１．改正の概要

南海トラフ地震に関連して金融機関がとるべき対応の一層の明確化のため、所要の改正を行うものです。

具体的な改正の内容については、概要紙・別紙２～９を御参照ください。

２．適用日等

改正後の監督指針は、本日から適用します。

（別紙１）コメントの内容及びコメントに対する金融庁の考え方
（別紙２）「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙３）「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙４）「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙５）「認可特定保険業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙６）「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙７）「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係　12　電子債権記録機関関係）」の一部改正（新旧対照表）
（別紙８）「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）
（別紙９）「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正（新旧対照表）

問合せ先

電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

ウェブサイト受付

相談・手続・採用情報
各種窓口のご案内
金融サービス利用者相談室
金融行政モニター
情報公開等
パブリックコメント
申請・届出・照会
オンライン行政手続
入札公告等
採用情報
金融庁の行政相談においては、「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応について方針を定めています。
新着情報配信サービス
金融事業者一括検索機能 NEW
金融庁ソーシャルメディアアカウント
関連リンク
金融庁金融研究センター
証券取引等監視委員会
公認会計士・監査審査会

（注）金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

監督局総務課監督調査室（庁内用2688、3312）

サイトマップ

金融庁について

報道・広報

政策・審議会

法令・指針等

金融機関情報

国際関係情報

アクセスＦＳＡ（広報誌）

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government　（法人番号6000012010023）

Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3－2－1 中央合同庁舎第７号館
電話番号：03-3506-6000